

居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導） 運営規程【例】

この規程は、〇〇法人が開設する〇〇薬局が行う指定居宅療養管理指導または指定介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第1条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「利用者」という。）に対し、適切な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 〇〇薬局が実施する居宅療養管理指導等の従業者は、利用者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 居宅療養管理指導等の実施に当たっては、居宅介護支援事業者等（利用者担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等）、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括センターとも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第3条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|-------|--------------|
| 1 名称 | 〇〇〇薬局 |
| 2 所在地 | 沖縄県〇〇市〇〇〇番地 |
| 電話 | 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 |
| FAX | 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 |

（従業者の職種、員数）

第4条 居宅療養管理指導等の従業者の職種及び員数は次のとおりとする。

- 1 従業者について
 - ・薬剤師 〇名以上（常勤 〇名、非常勤 〇名）
 - ・事務員 〇名以上
- 2 管理者について
常勤の管理者を1名配置する。

事業所によって、従業者の職種や員数を変更してください。
（医師、看護師、准看護師、歯科衛生士、管理栄養士等。）

（居宅療養管理指導等の種類）

第5条 薬剤師による居宅療養管理指導等とする。

【医師又は歯科医師が行う場合】

（居宅療養管理指導等の内容）

第6条 利用者又は家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項や介護方法等についての

第6条は、それぞれの職種に合った例を掲載していません。実施しない職種の第6条については、削除して作成してください。

指導又は助言等を行う。

- 2 訪問診療等により利用者の病状と心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理または歯科医学的管理にもとづいて、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報を提供する。
- 3 ケアプラン等の策定等に必要な情報提供は、サービス担当者会議の参加により行うこととする。当該会議への参加が困難な場合やサービス担当者会議が開催されない場合等においては、原則として、文書等（メール、FAX等でも可）により、情報提供を行う。
- 4 提供した居宅療養管理指導等の内容について記録を行う。
- 5 サービス担当者会議等へ参加することにより情報提供を行った場合については、その情報提供の要点を記載する。記載について、医療保険の診療録に記載する場合、下線または枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにする。文書等により情報提供を行った場合については、当該文書等の写しを診療録に添付する。
- 6 利用者又は家族に対する指導や助言等については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付する。

【薬剤師・歯科衛生士等・管理栄養士が行う場合】

（居宅療養管理指導等の内容）

- 第6条 医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師の場合は医師又は歯科医師の指示にもとづく薬学的管理指導計画）にもとづき、利用者の心身機能の維持回復を図り居宅における日常生活の自立に資するように、適切なサービスを提供する。
- 2 提供したサービスの内容については居宅介護支援事業者等へ情報提供を行う。
 - 3 利用者又は家族に対して居宅療養管理指導等の内容について、文書等にて提出する。
 - 4 医師又は歯科医師に対し、居宅療養管理指導等の訪問結果について報告し、必要な情報提供を文書で行う。
 - 5 提供した居宅療養管理指導等の内容については、記録を行い保存する。

（営業日及び営業時間）

第7条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 月曜日から金曜日 ○：〇〇～〇：〇〇
- 2 土曜日 ○：〇〇～〇：〇〇
ただし、国民の祝日、旧盆及び12月〇日～1月〇日を除く。
- 3 台風等の災害発生時は、臨時休業することがある。
- 4 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

【旧盆について】

ウークイの日のみ休業の場合は、「旧暦7月15日」と記載してください。旧盆中3日間休業の場合は、「旧盆」と記載してください。

（利用料等の費用額）

第8条 居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割又は3割の額とする。
- 2 居宅療養管理指導等に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者または家族に対して事前に説明し、支払いを受けるものとする。

交通費を徴収する場合、その算出方法について定め、重要事項説明書等で説明すること。

(通常の実施地域)

第9条 ○○市、○○市、○○町とし、その他の地域については相談に応じる。

(苦情処理)

第10条 居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合には、迅速かつ適切に対応するために受付窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

2 利用者または家族に対する苦情の措置の概要については重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

(事故処理)

第11条 居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。

2 賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 従業員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後○ヶ月以内

(2) 継続研修 年○回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合には当該家族の同意を予め文書により得ることとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は○○法人と○○薬局の管理者との協議にもとづいて定めるものとする。

附 則

この規程は令和○○年○月○日から施行する。